

道路予算に係る週刊誌報道を受けた精査結果について

1. 概要

- 2市町の交付金の状況及び問合せに関する経緯について事実関係の精査を行ったもの。

2. 結果

(1). 2市町の予算(交付金)の状況

- 社会資本整備総合交付金は、例年、1月から2月頃に、各都道府県が国の地方整備局等に、管内市町村分も含めた要望を提出し、その後、本省において配分作業を行い、国の予算成立を経て、例年4月頃に各地方公共団体へ内定通知を送付している。
- 社会資本整備総合交付金の配分は、その限られた予算の中で、地方公共団体からの要望や事業の進捗状況、重点配分対象の有無等を総合的に勘案して実施している。
- 一般に、多くの市町村長等からは、当該市町村の事業だけでなく、当該市町村のエリア内で行われる県事業についても要請をいただいている。那須烏山市と那珂川町からも、同様に、当該市町の事業だけでなく、県事業についても、要請をいただいております。両市町のエリア内で実施される市町事業と県事業の「想定国費」の合計額は、対前年度比で、那須烏山市では20.5%増、那珂川町では22.0%増と、配分額は増えている。(別添参照)

※公表されている箇所表をもとに集計(以下同様)

- このうち、那須烏山市と那珂川町が実施する事業に限ってみると、対前年度比で、那須烏山市が26.2%減、那珂川町が54.1%減となっている。
- 一方で、国交省から築議員に説明した計数は以下の流れで準備したため、那須烏山市分については数値が異なっている。
 - ① 2月中旬頃に問い合わせがあり、HP等で公表されていた令和6年度及び令和7年度事業について配分実績額を整理。【(2).経緯 ○2, ○3参照】
 - ② 4月の予算配分額決定後、令和8年度予算を説明するに際し、①で整理した事業を対象に令和8年度予算額を整理(64%減)。【(2).経緯 ○5 参照】
 - ③これ以外に、令和8年度新規掲載箇所(3事業)があり、これを含めると26.2%減。(なお、那珂川町分については、全て含まれており、数値は同じ。)
- なお、国による配分は、各地方公共団体が作成する「社会資本総合整備計画」単位で決定しており、各整備計画の中に位置付けられる要素事業単位の配分額は、各地方公共団体の裁量に委ねられている。このため、計画単位の配分額を決定する際に国として想定した要素事業単位の配分国費を「想定国費」と表記している。

(2). 経緯

- 令和7年10月20日に、国道293号整備促進期成同盟会の会長である那珂川町長から、国道293号矢又など県事業も含め、要望を受けた。また、令和8年1月20日に、那須烏山市長から、国道294号谷浅見北など県事業も含め、要望を受けた。(別添参照)
- 令和8年2月中旬頃、築議員から国土交通省の国会担当等に対して、那須烏山市と那珂川町において令和8年度に実施する事業への予算配分額について問い合わせがあった。
- これに対し、この場ではわからないなどと回答した。なお、令和8年度事業について予算成立前であったため、令和6年度及び令和7年度の那須烏山市と那珂川町の配分実績額について整理することとした。
- 令和8年度予算が令和8年4月7日に成立した後、国土交通省から財務省に対し、社会資本整備総合交付金を含めた公共事業等の予算の箇所等の詳細を定める、実施計画の承認の申請を行い、財務省の承認を受けた。これを踏まえ、同日に、国土交通省より各地方公共団体へ具体的な箇所ごとに補助される国費額を知らせる内定通知を発出した。その後、国土交通省のホームページ上で各都道府県ごとの事業実施箇所を公表した。
- その後、正確な日時は不明であるが、令和8年2月に築議員から令和 8 年度の配分額について問い合わせがあったことを踏まえて、2月に整理した令和6年度及び令和7年度の那須烏山市と那珂川町の実施事業についての令和 8 年度の配分額を整理の上、国土交通省から築議員に対し、説明した。

別添

栃木県（那須烏山市、那珂川町） 予算状況 【交付金】

（国費：百万円）

事業実施箇所		R6当初	R7当初		R8当初		
	事業主体	想定国費	想定国費	伸率	想定国費	伸率	
那須烏山市		390	325	0.832	392	1.205	+20.5%
	栃木県	250	183	0.732	287	1.566	+56.6%
	那須烏山市	140	142	1.011	105	0.738	△26.2%
那珂川町		307	262	0.853	319	1.220	+22.0%
	栃木県	252	213	0.844	297	1.396	+39.6%
	那珂川町	55	49	0.899	23	0.459	△54.1%